



兵庫県
Hyogo Prefecture

各種補助制度について

兵庫県 福祉部 こども政策課



国庫補助金について

就学前教育・保育施設整備交付金



(参照) 参考資料24～26頁

整備補助事業の対象（国補助） 就学前教育・保育施設整備交付金

【補助対象者】

学校法人または社会福祉法人

【補助対象経費】

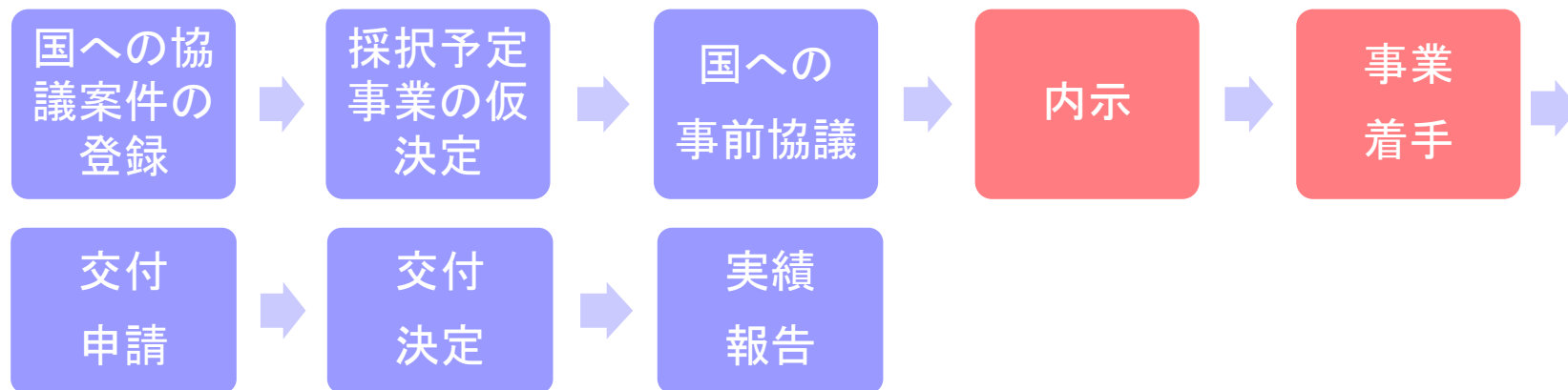
新築、増築、増改築、改築、大規模修繕等にかかる経費

※市町が国の補助を受け、法人に補助

→ 市町が施設整備の必要性を認め、予算化することが必要であるため、基本的には前年度以前から市町との協議が必要

整備補助事業の流れ(国補助)

就学前教育・保育施設整備交付金



【手続きの流れ】

法人⇄市町(⇄県)⇄国

※国への協議案件の登録は原則年1回

※国から補助金の内示を受けてから、事業着手が可能

内示前の事業着手は補助金の交付対象外

事業着手とは工事の開始だけではなく、契約の締結も含まれる

整備補助事業の補助金(国補助) 就学前教育・保育施設整備交付金

【交付額】

- 国の定める基準額表による定員別の算定額と実事業費(補助対象経費)の1/2(または2/3)を比較して低い方の額
※実際にかかる経費の1/2が補助金となるわけではない

【交付額の算出方法(原則)】

- ①保育所部分(2・3号定員の人数)及び教育部分(1号定員の人数)のそれぞれで交付基礎額を算定
- ②対象経費に国の負担割合を乗じる
- ③①と②を比較して低い金額が国からの交付額となる

整備補助金の具体的イメージ (私立幼保連携型認定こども園 創設(補助率の嵩上げなし)の場合)

総事業費 . . . 5 億円
対象経費 . . . 4 億 8 千万円
対象外経費 . . . 2 千万円

定員数 (整備前→整備後)

1 号定員 . . . 0 → 1 5 名 (教育部分)
2・3 号定員 . . . 7 0 → 8 5 名 (保育所部分)

- ①教育部分と保育所部分それぞれの交付基礎額※と
②対象経費の $1/2$ (国の補助率) を比較して低い方が国からの交付額となる。
※交付基礎額は定員の数等で異なります。

① 2 億 790 万円 (都市部の場合) と ② $4 \text{ 億 } 8,000 \text{ 万円} \times 1/2 = \underline{2 \text{ 億 } 4,000 \text{ 万円}}$ を比較し
2 億 790 万円が国からの交付額となる。

また、市町の補助率は $1/4$ であるため、1 億 395 万円が市町の補助金額となる。

よって、就学前教育・保育施設整備交付金の対象経費 4 億 8,000 万円のうち、
国が 2 億 790 万円を負担、市町が 1 億 395 万円を負担、残りを事業者が負担する。

※予算状況によっては必ずしもこの限りでない。

県単独補助金について①

- ・ 認定こども園整備等促進事業
(施設整備費補助)



(参照) 参考資料24, 25, 27頁

整備補助事業の対象（県単補助） 認定こども園整備等促進事業（施設整備費補助）

国の施設整備補助の対象外となる施設の拡充にかかる
経費の一部を支援

【補助対象者】

認定こども園を整備する私立幼稚園または私立保育所

※新設園は対象外

※国交付金（施設整備）との併用は不可

整備補助事業の対象（県単補助）

認定こども園整備等促進事業（施設整備費補助）

【補助内容・対象経費】

○幼稚園からの移行の場合

→2・3号受け入れのために必要な整備（経費）

○保育所からの移行の場合

→1号受け入れのために必要な整備（経費）

※認定こども園へ移行するために、新たに整備する必要がある施設整備や備品などを補助するという趣旨。

整備補助事業の補助金(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(施設整備費補助)

【補助基準額】

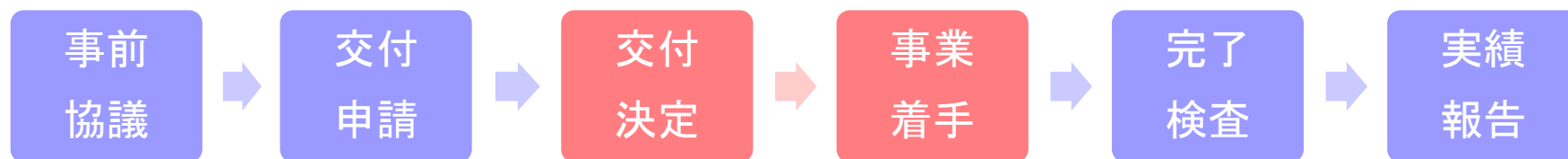
822千円 × 定員(15人上限)と実事業費の低い方

【補助金額】

補助基準額 × 補助率1/2【上限額:6,165千円】

整備補助事業の流れ(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(施設整備費補助)



【手続きの流れ】

法人⇄県

【事前協議について】

認定こども園移行に関する事前協議と並行して、
整備計画についての事前協議を県あてに行う
→整備計画が固まり次第、設計金額の精査

整備補助事業の受付(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(施設整備費補助)

■ 受付

(1)交付申請書の提出(事業者→県こども政策課)

→交付申請書は随時受付

(2)交付決定通知(県こども政策課→事業者)

※施設整備の場合は、入札手続により工事請負業者を決定する

→応札業者数等について、市町の基準に沿った形で入札を実施すること

※備品の発注にあたっては、各品目ごとに2者以上の見積合わせを行い、最も単価の低い業者から購入すること。

県単独補助金について②

- ・ 認定こども園整備等促進事業
(移行事務費補助)



(参照) 参考資料28, 29頁



兵庫県
Hyogo Prefecture

事務費補助事業の対象(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(移行事務費補助)

【補助対象者】

認定こども園に移行する私立幼稚園または私立保育所

※幼稚園からの移行の場合、新制度幼稚園(施設型給付を受けている園)は対象外

【補助対象経費】

認定こども園への移行準備に要する経費
(参照)参考資料29頁

事務費補助事業の補助金(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(移行事務費補助)

【補助基準額】

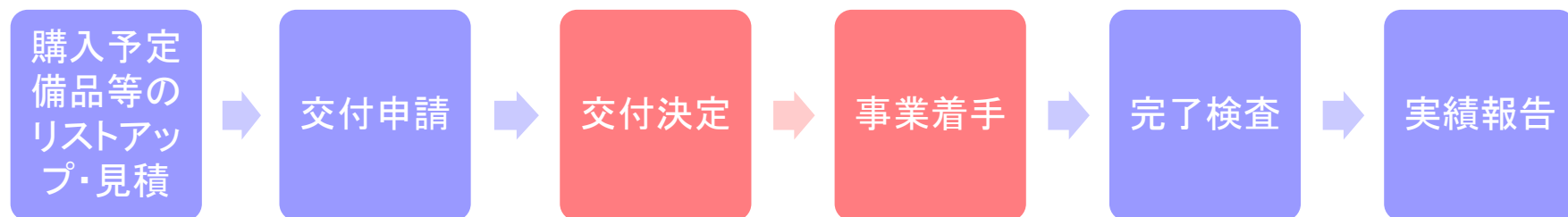
→2,000千円と実事業費を比較して低い方の額

【補助金の額】

→補助基準額 × 補助率1/2【上限額:1,000千円】

整備補助事業の流れ(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(移行事務費補助)



【手続きの流れ】

法人⇄県

【注意事項】

備品等の購入にあたっては、2者以上の見積が必要

事務費補助事業の受付(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(移行事務費補助)

■ 受付

(1) 交付申請書の提出(事業者→県こども政策課)

→ 令和8年11月末期限(予定)

→ 期限内であれば随時受付

(2) 交付決定通知(県こども政策課→事業者)

事務費補助事業の受付(県単補助)

認定こども園整備等促進事業(移行事務費補助)

【市町担当者へのご協力をお願い】

- 幼稚園から認定こども園への移行に伴う人件費・委託料は国庫事業に該当し、国への事前協議に計上する必要があります。
- 現在、各市町へ幼稚園からの移行予定施設の調査を依頼していますので、市町の担当者におかれては、調査へのご回答をお願いします。
※令和8年3月17日(火) 回答期限
- 本調査で回答がなかった施設は、今後の交付申請の際に申請された場合でも補助対象外となりますので、計上漏れがないようご注意ください。

保育教諭確保のための 資格・免許取得支援事業



(参照) 参考資料30, 31頁



兵庫県
Hyogo Prefecture

保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業の対象

【対象施設】

幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設

※政令市・中核市所管の施設は除く

※代替職員雇上費については公立を除く

保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業の対象

(1)養成施設受講料等補助

【補助対象経費】

養成施設の受講に必要な入学料・受講料等

【補助基準額】

養成施設の受講に要した経費の1/2(上限100千円)

【補助要件】

- ・対象施設に勤務しており、保育士資格または幼稚園教諭免許状の取得に係る特例制度の対象者であること。
- ・資格または免許の取得後、1年以上対象施設へ勤務すること。

保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業の対象

(2)代替職員雇上費

【補助対象経費】

(1)の養成施設受講料等補助により資格・免許の取得を行う職員の代替として雇上げられた職員(新たに雇用された者に限る)にかかる雇上費。

【補助基準額】

1日あたり8,040円(令和7年度基準額)

保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業の対象

【留意事項】

- ・補助の対象となる者は、常勤として勤務する職員であること。
→短時間勤務等は対象外
- ・講習等の受講料については、施設が負担していること。
- ・補助を受けるにあたっては、講習の受講開始年度に実施計画書を提出すること。
→計画書を提出していない場合、補助の対象外となるため注意
- ・他の補助金や貸付事業との重複補助は受けられない。



兵庫県
Hyogo Prefecture

認定こども園への移行 に向けた制度説明会

ありがとうございました